

平成29年第34回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、平成29年第34回岩手町農業委員会総会は、平成29年2月21日、午後1時30分、岩手町役場第4会議室に招集された。

1、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

- (1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (2) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- (3) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- (4) 議案第3号 農業経営基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
- (5) 議案第4号 贈与税等の納税猶予の継続届出に係る証明願いに対する可否の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

- 1番 山口 弘
- 2番 中村 重信
- 3番 國枝 金一
- 4番 細野 清悦
- 5番 井戸 ツヨミ
- 6番 黒澤 金一
- 7番 太布 光則
- 8番 田中 正志
- 9番 遠藤 美江子
- 10番 佐々木 金見
- 12番 澤村 博美
- 13番 佐々木 夏子
- 14番 千葉 静子
- 15番 幅 清一
- 16番 福士 好子
- 17番 遠藤 幸夫
- 18番 佐々木 由和(職務代理)
- (議長)19番 松本 良子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

- 11番 横澤 稔秋

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

農業委員会事務局長	民部田 政彦
農地振興係主幹	滝川 勉
副主幹	府金 昌代
主任	畑中 功

(開会時刻 午後 1 時30分)

議 長 ただいまから第34回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
本日の欠席者は、11番横澤稔秋委員であります。

議 長 会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、当職より指名いたします。14番千葉静子委員、15番幅清一委員のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の畑中主任をお願いいたします。

議 長 本日の総会は、配布してあります報告 1 件、議案 4 件の提出があります。お諮りします。報告 1 件、議案 4 件を議題とすることにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、報告 1 件、議案 4 件を議題とすることに決定いたしました。

議 長 報告第 1 号、農地法第18条第 6 項の規定による通知について、の件であります。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書 1 ページをご覧ください。報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、ご説明します。番号 23 番は離農のため 3 条貸貸借設定を解約するものです。番号 24 番は第三者との 3 条申請をするために親子間の使用貸借を解約するものです。番号 25 番と番号 26 番は貸出人の所有者名義変更のため貸貸借設定を解約するものです。以上報告第 1 号に係る説明を終わります。

議 長 ただいま報告第 1 号について説明いただきましたが、この件について、皆さんの方から質疑を受けたいと思います。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切ります。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わります。

議 長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、であります。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、ご説明いたします。番号52番は賃貸借案件でございます。黒内第2地割地内の畑1筆、5,848平方メートルを記載の金額により、10年間賃貸借しようとするものです。この案件は今回総会の報告第1号、番号24番に係る案件でございます。番号53番から55番は売買案件でございます。

番号53番、一方井第7地割地内の畑2筆、合計1,360平方メートルを記載の金額で売買しようとするものです。番号54番、一方井第6地割地内の畑2筆、合計1,257平方メートルを記載の金額で売買しようとするものです。

番号55番、一方井第6地割地内の畑1筆、合計4,508平方メートルを記載の金額で売買しようとするものです。番号は戻って51番、贈与案件でございます。10ページをお願いします。川口第13地割地内及び第14地割地内の畑6筆、合計4,082平方メートルを母から娘に贈与しようとするものです。以上議案第1号に係る事務局説明を終わります。

議 長 これは現地調査報告がありますね。

事 務 局 はい、あります。

議 長 それでは、現地調査員の方より結果報告をお願いします。

9番遠藤委員 受付番号52番、農地の貸借の件について、9番の遠藤より現地調査結果の報告をいたします。地区は下黒内地区で、集会所から北東へ1キロメートルくらい入ったところにある畑です。

現地を確認しましたが、農地として適正に管理されており、親戚の方がトラクターで均したり、除草剤を振ったりして結構手入れしている農地です。周辺農地への影響など問題が無く、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認いたしましたので、報告いたします。以上です。

6番黒澤委員 議案第1号の受付番号53番、54番、55番の以上3件はほぼ隣接した近くにありま

午前9時から事務局2名と7番太布光則委員、8番田中正志委員と私の3名で調査いたしました。53、54、55番の場所でございますが、今松地区の先に新田堤という白鳥が飛来するため池がありますが、そのため池から500～600メートルくらい手前の方から右側で、地図上では北側の方に少し入ったところの位置になります。建物ですと●●の近くになります。調査した結果、3箇所とも既に売買する前に買い受け人に貸して耕作させているということでございます。耕作している方に、今回そのまま売却するという内容でございます。現地を確認しましたら、農地として適正に利用されておりますし、周辺農地への影響も問題なく、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認して参りました。以上です。

7番太布委員 受付番号51番、太布より報告いたします。調査員は事務局2名と、黒澤委員、田中委員と私とで確認して参りました。受付番号51番の農地の贈与の件について報告します。地区は境田・二ツ森地区です。●●からみて南に300メートル先のところと、もう1件は●●からみて北東へ50メートルほど先の譲り渡し人の自宅裏にある農地でした。現地を確認しましたところ、地形的には狭いところもありましたが、適正に管理されており、周辺農地への影響など問題が無く、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認いたしました。以上です。

議 長 ただいま第1号議案について報告いただきましたが、皆さんから質疑がございましたならお願いいたします。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切ります。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、原案のとおり可と決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、別紙のとおり、農地法施行令第15条第1項の規程により提出された許可申請について、同条第2項の規定により意見の決定を求めます。の件であります。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書13ページをご覧ください。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、ご説明いたします。

番号 16 番、川口第 48 地割地内の田一筆、面積 1,911 平方メートルの自己所有地を自身が経営する法人に使用貸借しようとするものです。

番号 17 番、18 番は携帯基地局建設のため記載の土地を 3 ヶ月間の期間一時転用しようとするものです。

なお、議案第 2 号につきまして、現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

議 長 続いて、現地調査の報告をお願いいたします。

8 番田中委員 現地調査の結果を、委員番号 8 番の田中から報告いたします。本日午前 9 時から事務局 2 名と 6 番黒澤金一委員と 7 番太布光則委員と私で確認して参りました。

受付番号 16 番の農地転用の件についてですが、地区は野原地区で、丹藤踏み切りを渡って 500 メートルほど行った●●周辺の農地です。申請のありました農地は確認したところ適正に管理されておりまして、現在の農地の利用状況、農地を転用する面積や計画の内容、周辺農地への影響などいずれについても問題がなく、法令等の審査基準に照らしても遵守されていると確認して参りました。続いて 17 番の一時転用の件についてですが、地区は下横沢地区で●●から南東へ約 1.2 キロメートル先にある農地でございました。現地を確認したところ適正に管理されており、一時転用ということでまた農地に戻すということがございます。現在の土地の利用状況も農地を転用する面積や計画の内容、周辺農地への影響など、いずれについても問題がなく、法令等の審査基準に照らしても遵守されていると確認して参りました。以上報告を終わります。

15 番幅委員 受付番号 18 番の農地の一時転用の件について、委員番号 15 番の幅より現地調査の結果を報告します。地区は万部地区でございます。●●付近にある土地でした。

現地を確認しましたが、現在の土地の利用状況も農地を転用する計画の内容、周辺農地への影響などいずれについても問題がなく、法令等の審査基準に照らしても遵守されていると確認しました。以上です。

議 長 ただいま現地調査の報告をいただきましたが、皆さんから質疑を受けたいと思います。

4 番細野委員 受付番号 17、18 番の件で、これは資材置き場に一時転用なのですが、これについての計画はもしかして電波塔が建つのですか。その関連は何かないですか。

事務局 はい。この地図の斜線の部分を使って工事をするのですが、この中には電波塔が建設されます。電波塔の部分は携帯電話無線基地局の場合は転用の例外ということで、転用の申請をしなくても良いこととなっております。それで一時転用という形

で審査をしていただきますが、鉄塔が建ちます。鉄塔の周りが一時転用で、工事の区域として使うということになります。

4番細野委員 平成29年6月9日まで3ヶ月間となっておりますが。

事務局 携帯の基地局が建って工事が終わるということです。それまでに完成することです。

議長 ここには貸借権が発生しないのでしょうか。

事務局 そこについては農業委員会で審査するのではないので、実はわかりません。一時転用する部分については、使用貸借ということで提案されております。たぶん無償ではないと思いますが、この部分については正確にはわかりません。

議長 あとございませんか。なければ質疑を打ち切ります。

(なしの声)

議長 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、原案のとおり可と決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしと認め、原案のとおり可とする意見に決定いたしました。

議長 続きまして、議案第3号、農業経営基盤強化促進事業に伴う、岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙のとおり策定された平成28年度岩手町農用地利用集積計画について、可否の決定を求める、の件であります。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。

今回総会の報告第1号で解約のご報告を申し上げました、番号25番と番号26番の賃貸借権設定を農業経営基盤強化促進法に基づき、記載のとおり賃貸借権設定をしようとするものです。以上事務局説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第3号、農業経営基盤強化促進事業に伴う、岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、原案のとおり可と決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第4号、贈与税等の納税猶予の継続届出に係る証明願いに対する可否の決定について、可否の決定を求める。の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号について、ご説明いたします。22ページから23ページに記載してある方は、贈与税と不動産取得税の納税猶予を受けている方でございます。3年に一度、農業経営を引き続き行なっていることを農業委員会で証明することとなるのですが、その可否の決定を求めるものでございます。以上、説明を終わります。

議 長 事務局より説明が終わりました。それでは、確認をお願いいたします。

事 務 局 補足説明いたします。生前贈与を受けた農地が受けた状態で、基本的に売ったりすることが不可能で、譲られた状態で管理し続けることとなります。その状態が保たれているかどうかの届書が、盛岡税務署と盛岡広域振興局から3年に1回この方々に届き、正しく行なっているということを農業委員会で証明することとなります。

議 長 確認はよろしいですか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、採決に入ります。議案第4号、贈与税等の納税猶予の継続届出に係る証明願いに対する可否の決定について、原案のとおり可と決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議

を閉じ、第34回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時03分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長 印

14番 印

15番 印